

一般社団法人 INSPIRE JAPAN WPD 乾癬啓発普及協会 コーポレートパートナー規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 このコーポレートパートナー規約（以下「規約」という。）は、一般社団法人 INSPIRE JAPAN WPD 乾癬啓発普及協会（以下「法人」という。）の定款（以下「法人定款」という。）の定めるコーポレートパートナーに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 コーポレートパートナーとは、法人の目的及び事業に賛同し、所定の手続きにより法人の構成員となる団体とする。

2 コーポレートパートナーには、オフィシャルパートナーと広告会員がある。

第2章 入会及び会費

(入会手続き)

第3条 コーポレートパートナーになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し法人へ提出する。

2 法人の理事会は、前項の申込に基づき、原則として以下の場合を除き、コーポレートパートナーとして承認する。

- ① 申込書の記載内容に虚偽があった場合。
- ② コーポレートパートナーになろうとする者が業務停止処分などの行政処分期間にある場合。
- ③ その他、法人の理事会がコーポレートパートナーとして不適切と判断する場合。

(入会金及び会費)

第4条 コーポレートパートナーの入会金は0円、会費又は広告料は年額100,000円とする。

2 コーポレートパートナーは、会費又は広告料の請求書を受領後、すみやかに法人所定の方法で会費又は広告料を納入するものとする。

(退会時における会費の扱い)

第5条 法人定款の定めにより年度内に退会、除名又は資格喪失となった場合、すでに納入済みの会費又は広告料は返還しない。

(構成員資格の有効期間)

第6条 コーポレートパートナーの有効期間は、法人定款に定めによる退会、除名又は資格喪失がない限り、入会日から当該年度の終了日までとする。

第3章 特典及び義務

(特典)

第7条 コーポレートパートナーは、次の特典を有する。

- ① 法人ウェブサイトにてコーポレートパートナーとして団体ロゴを紹介される。
- ② イベント時にコーポレートパートナーとして団体ロゴを紹介される。
- ③ 法人が開催するパートナーシップミーティングに参加することができる。
- ④ 法人はコーポレートパートナーの企画する活動に優先的に協力する。

(義務)

第8条 コーポレートパートナーは、次の義務を有する。

- ① 法人の正会員の個人情報を適切に管理する。
- ② 法人との活動において知り得た情報のうち、既知又は公知となっているもの以外に関しては社外秘とする。
- ③ 届出事項(会社名、担当者名、連絡先、等)に変更が生じたときは、遅滞なく書面又は電磁的記録にて法人へ通知する。

(譲渡禁止等)

第9条 コーポレートパートナーは、法人定款及び規約に基づく特典及び義務を第三者に譲渡又は移転、貸与又は担保に供する等の行為はできない。

第3章 規約の変更

(規約の変更)

第10条 この規約は、理事会の決議をもって変更することができる。

附 則

この規約は、平成30年4月2日から施行する。

この規約は、令和元年7月28日から改正実施する。

この規約は、令和2年6月1日から改正実施する。

この規約は、令和3年3月28日から改正実施する。

改正履歴

版数	実施日	改正内容
初版	平成 30 年 4 月 2 日	—
第 2 版	令和元年 7 月 2 8 日	第 2 条に第 2 項を追記した。 附則に改正実施日を追記した。